

平成25年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年9月24日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年9月24日 午前8時58分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

議案第52号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 可児市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

事前質疑

1. 地域通貨について
2. いじめ防止基本方針について
3. 水道事業会計について

報告事項

1. 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部改正について
2. (仮称)土田渡多目的広場整備について
3. 消費税の申告誤りにおける改善策について
4. レジャー・サービス施設費用保険の見直しについて

5. 出席委員 (7名)

委員長	澤野伸	副委員長	野呂和久
委員	亀谷光	委員	富田牧子
委員	川合敏己	委員	佐伯哲也
委員	伊藤英生		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	片桐厚司	水道部長	西田清美
建設部長	西山博文	建設部次長兼 用地課長	樋口孝男
都市計画課長	杉山修	土木課長	丹羽克爾
建築指導課長	三好英隆	都市整備課長	奥村建示
地域振興課長	坪内豊	人づくり課長	纈纈新吾
生涯学習文化室長	小栗正好	スポーツ振興課長	長瀬繁生

環境課長 高野志郎
市民課長 豊吉常晃
水道課長 田中正規

図書館長 神戸洋二
上下水道料金課長 可児芳男
下水道課長 村瀬良造

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高木伸二
議会事務局書記 村田陽子

議会事務局
議会総務課長 松倉良典
議会事務局書記 熊澤秀彦

委員長（澤野 伸君） おはようございます。

ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

本日の委員会には、傍聴される方がいらっしゃいますので、これを許可いたします。

議事に入るに先立ちまして、今回新たな委員構成となりましたので、自己紹介をお願いいたします。

ではまず、委員長の私のほうから御挨拶を申し述べさせていただきます。

2年連続で当委員会のほう所属になりまして、今期委員長を務めさせていただきます澤野でございます。またいろいろ皆さん御迷惑かけますけれども、よろしく願いいたします。

〔委員及び職員自己紹介〕

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

まず議案第52号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民部長（片桐厚司君） それでは、議案第52号につきましては私のほうから説明をさせていただきます。

説明資料としましては、左側の右の肩の議案の1と、それから右の肩のナンバー9という資料で説明をさせていただきます。1のほうにつきましては、ページ数は33ページでございます。それから、説明書のほうにつきましては、3ページのほうをごらんください。

それから、参考までにきょう資料1ということで、近隣の市町村、同じようなグラウンドを持ってあります市町村の料金、そういった資料を出させていただいておりますので、それも後ほど担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、議案説明書の資料3ページ、そちらのほうで説明をさせていただきます。

議案第52号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。改正趣旨としまして、可児市運動公園スタジアムの供用を開始するに当たり、関係規定を改正するものでございます。

改訂内容でございますが、第2条で可児市運動公園スタジアムの名称及び位置を追加し、その他の施設の名称及び位置についても整備するものでございます。

第4条第2項、可児市運動公園スタジアムについて、営利を目的とした使用を可能とする規定を追加するものでございます。

そして、別表としまして、可児市運動公園スタジアムの使用料にかかる既定を追加し、その他の施設の名称等についても整備をするというものでございます。

施行日は、平成26年4月1日でございます。

なお、この別表の使用料の部分につきまして、担当課長のほうから先ほど説明しました参考資料の1のほうも両方、詳細な説明を少し加えさせていただきます。よろしく願いいた

します。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 資料番号 1、33ページの議案第52号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

なお、先ほど部長が言いましたように、別添で各近隣の市の球場の料金表を調査しましたので、配付させていただいております。

今回の改正は、可児市運動公園内のスタジアムが来年4月にオープンいたしますので、それにあわせまして、関係する条例の一部を改正するものです。

初めに、第2条の名称及び位置でございます。

運動公園につきまして、スタジアムの完成により運動公園の整備が終了することから、施設の頭に可児市運動公園をつけ、運動公園内にある各施設となるよう施設名称を統一いたしました。新たにできます球場につきましては、野球での利用が多いとは思いますが、野球以外にも多目的に利用していただけるよう考えており、可児市運動公園スタジアムといたしております。

ただし、B & G海洋センターにつきましては、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーン財団、通称B & G財団でございますけれども、こちらからの施設の無償譲渡を受けておりました。昭和58年にその契約の中で施設の名称をこれを使うということになっております。今回確認をいたしましたら、そのままの使用をという指導がありましたので、そのままB & G海洋センターといたしております。これにあわせまして、市内の他のスポーツ施設につきましても、運動場をグラウンド、テニス場をテニスコートと変更いたしました。坂戸市民テニス場、今渡市民テニス場につきましては、それぞれ運動公園にある施設であることから、可児市運動公園テニスコート、鳴子近隣公園テニスコートに変更いたします。また、塩河市民運動場につきましては、塩河公園グラウンドといたします。

また、総合運動公園の位置につきましては、坂戸987番地4を代表地番としております。

続きまして、第4条の使用の許可でございます。ここでは、スタジアムの利用につきまして、料金を徴収するような有料試合にも利用できるようにしております。

第4条第2項第3号につきまして、営利を目的とした利用が行われる場合は許可できませんので、第4条第2項の原文に、「ただし、可児市運動公園スタジアムについては、第3号の規定に該当する場合においては、この限りではない」を追加いたします。つまり、料金を徴収するような試合にも利用できるようにしております。

続きまして、第6条関係の別表でございます。ここに、今回のスタジアムの料金表を追加するものでございます。利用料は、グラウンド部分、照明灯、スコアボード、管理棟にあります部屋にそれぞれ料金を設定しております。グラウンドにつきましては、入場料等のあるなしにより料金の設定を変えており、また使用料を徴収しない利用の場合は、市内の使用者とそれ以外に料金を分けており、市民の方にはより安い料金で利用していただけるよう設定しております。また、比較的利用が少ないと思われる平日の昼間につきましては、さらにその半額程度を料金として利用していただけるよう設定をしました。使用料の見出しにあり

ます1日とは午前9時から17時の8時間を1日としております。また、1日利用する場合は、8時間の利用で7時間分の料金、1時間割安の形で料金を設定させていただいております。

次に照明灯につきましては、明るさを2段階として料金を設定しております。これは、利用目的に応じ明るさを設定、選択できるためです。例えば公式的な試合ですと全ての照明を点灯する必要がございますが、一般的に行われますナイターの試合でしたら、その6割程度の照明で十分利用が可能となるものでございます。

同様にスコアボードにつきましても、全面利用と半面利用で料金の設定をさせていただきました。野球等で、得点やカウントのみを利用するような場合、スコアボードの一部のみの簡易な利用ができることから、料金を分けさせていただいております。

スタジアムにあります各部屋ごとに使用料を設定させていただきました。これは、スタジアムの使用目的により使用する部屋も限られることから、それぞれの部屋ごとに徴収をさせていただき設定をさせていただいております。中でも、ミーティングルームにつきましては、スタジアムを利用しない場合の会議等でも利用いただけることとしております。

附則につきましては、平成26年4月1日がスタジアムの開場と考えております。

また、4月以降の予約をそれ以前から始めますので、条例の施行に関し必要な準備行為は、施行日前においてもできることとしております。

説明は以上でございます。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより、議案第52号についての質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

質疑のある方はどうぞ。

委員（川合敏己君） まず、この使用料について説明がございました。

実際、少年野球と成人の野球とあたりするんですけれども、いわゆる学童、中学生が行う少年野球に関しての料金設定というのはこれまでどおりということによろしいんでしょうか、このスタジアムに関しては。この部分がちょっとよくわからなかったもんですから、お願いいたします。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） それは、減免があるかというようなことによろしいでしょうか。

今回の使用料の設定につきましては、基本的には減免ということは考えておりません。その理由としましては、この施設を建設するためかなりの費用をかけております。そうした中で、やはり使用者に一部の負担をいただくという原則のもとで、今回使用料の設定をさせていただきます。その関係で、特に市内の学童の野球とか少年野球につきましても、非常に安い値段で利用していただくということを設定しておりますので、基本的には、原則としまして減免ということは考えておりません。

委員（川合敏己君） ありがとうございます。

もう一度確認ですが、これは要するに学童の野球であっても、成人の野球であっても、使用料は基本的には変わらないということですか。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） そのとおりでございます。

委員長（澤野 伸君） ほかにございませんか。

副委員長（野呂和久君） 今回の改正で、名称の変更と、あと住所といいますか位置の変更が行われます。これをするによって、例えば名称を変更したりとか資料等の変更によってかかる費用といいますか、それはどれくらいの費用になるのでしょうか。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 今回の条例につきまして変更するものでございますけれども、例えば申し込み用紙とかそういうものについては、手書きで直したりとかというような対応をしますので、これについて大きな変更はないと思います。

また、ホームページ等いろんなものにつきましても、人件費等はかかりますけれども、費用的にはかからないというふうに想定をしております。

委員長（澤野 伸君） 他に質疑は。

委員（佐伯哲也君） 先ほど、かなりの予算がかかって、学童がやる場合も、一般の方がやる場合も費用は変わりませんという話がありましたが、今、名前の変更やらそういうところがありましたけれども、今後、ネーミングライツのようなものは考えてみえますでしょうか。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） ネーミングライツにつきましては、今現在準備をしております。今後やっていく方向で今進めております。

市民部長（片桐厚司君） 少し追加説明ですが、テニス場と、それからスタジアムとあわせて募集をしたいということで、今いろいろと中の調整やら調査をしておる段階でございますので、よろしく願いいたします。

委員（亀谷 光君） 条例に関する件が1つ、後でまたその他でも質問したいところなんですけど、条例の件ですが、20番、こちらの表紙の中に20のところですが、興行等料金（プロ）、そして以下アマというふうに2つに分けてあるんですね。これ直感的にいうと、例えば1万人ほどのコンサートができるというか、野外のそういうコミュニケーションができるというときに、市民団体の人たちが主催をして行う場合、これを興行と言えるかどうかは別として、そういった類いのものがいずれ出てくる可能性があるかと思うんですけれども、そういったときの料金の設定というのは、今の段階であれだと思うんですけど、どうなんでしょうね。

ほかの岐阜県のいろんな会場を見ますと、球場であるんですけれども、野外で1万人、あるいは1万2,000人ほどできると思うんですね。そういった場合に、興行としてやる場合は鮮明なんですけれども、そうではなく、可児市の市民団体が行うといった場合の料金設定というか、その辺はどうなんでしょうかね。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） これにつきましては、市民の団体の方が開催される場合に、料金を徴収する場合でございましたら、それは料金を徴収する興行等の料金という形にはなってくるかというふうに思いますが、一般的に、一般の市民の方がそこで例えば5,000人、1万人を集めてやられるようなものでしたら、それは安いほうの値段で調整するという

ことで。

委員（亀谷 光君） アマということで。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） はい。

委員（亀谷 光君） 今、市のほうで一流に触れ合うという一つの政策の中で、市長がやっておられますね。これも恐らくや、500人、600人でしたら今言うようなアマでいいですけども、アマチュアで主催はするけれども、一部興行収入をその中にプロジェクトに入れてやらなきゃいかんというのは、大きなものですよね。そんなことがあった場合は、それがどっちともとれるわけですね。よその凡例を見てみると、主催は市民の団体だけれども、そこに關係してくる人がやはり興行ではないけれども、それに近い状態の人がある程度混在しないと、それだけの大きな企画ができないというところなんです。そこはもう少し中で鮮明にさせていただくというか、そう思うんです。例えば長良川の球場もそうでしょうし、岐阜のルネサンスの施設もそうなんですけれども、そこら辺の規約を私もちょっと見ていないんですけども、その辺のことまで今後考えてもらいたいというか、今の時点でどうかということではないんですけども、可能性もあるんじゃないかと。これだけ立派な施設ですし、そういった意味では、使用用途がもっと膨れ上がるんじゃないかと思うんです。ということです。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 今委員の御指摘のように、今後どういうものが発生するかということはまだ詳細にできていないところもございますけれども、基本的に野外でするので、文化センターのような屋内で行うような事業とは異なってくると思いますので、その中で、今後そういうものが発生した場合ということ想定して、考慮をしていきたいというふうには考えております。

委員（亀谷 光君） 済みません、関連ですけど、普通電気が必要なんです。単層の100ボルトという普通の家庭の電気、それから200ボルトというのがある。もう1つは三層の電気がありますね。スタジアムというのはどういうふうになっているんですかね。これは電気の料金的なこともあると思うんですが。

市民部長（片桐厚司君） スタジアムは特別高圧で受けて変圧しておりますので、基本的には多分貸し出しの場合に200ボルトが要るとか、100ボルトが要るとかということであろうかと思うんですけども、一般的には、当然御承知のとおり、100ボルトについてはコンセント使用で15アンペア程度までは使用可能でございますので、それを越える200ボルトになりますと、設備全体のバランスの問題もございますので、その使用目的によって協議させていただくということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（澤野 伸君） 他に質疑ございますでしょうか。

委員（川合敏己君） 使用料のところ、もう少し具体的に教えていただきたいです。

例えば、岐阜県の軟式野球連盟が主催するスポーツ大会で、そこには可児の軟式野球連盟も参加しますよという場合というのは、料金というのはこういった形になってきますか。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） これは主催が岐阜県であれば、市外料金のほうでいただ

くことにしております。市内のチームが参加したとしても、それは主催者が岐阜県であれば、岐阜県が可児市の施設を使うということですので、市外料金のほうでいただくという形をとることにしております。

委員（川合敏己君） わかりました。ありがとうございます。

さっきの質問はわかりました。今度別の質問なんですけれども、多目的でつくられているこのスタジアムに関して、ほかの競技が使われた場合というのは、基本的には同じ料金という形で考えてよろしいですか。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 同じで結構です。

委員長（澤野 伸君） 他に質疑はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより、議案第52号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第52号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第53号 可児市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設部長（西山博文君） おはようございます。

それでは、同じく資料の1と、資料の9の準備をお願いします。

資料の1につきましては、37ページをお開きいただきたいと思います。そして、資料の9は3ページをよろしくをお願いします。

今回の可児市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは先ほど説明のございました議案第52号の可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴いまして、可児市運動公園の供用開始に当たりまして、有料公園施設に係る規定につきまして改正するものでございます。

詳しくは担当の課長のほうから説明させます。よろしくお願いいいたします。

都市整備課長（奥村建示君） 御説明申し上げます。

資料9の3ページでございます。

都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてということで、改正の趣旨といたしましては運動公園の供用を開始するに当たりまして、有料公園施設に係る規定について改正す

るもので、内容につきましては有料公園施設に可児市運動公園を追加して、そのほか2施設ございますが、その名称も整備するというものでございます。

資料1の37ページをごらんいただきまして、改正前につきましては、有料公園施設としましては鳴子近隣公園のテニス場と塩河公園の運動場がございました。今回、運動公園ができるに当たりまして、運動公園内の施設8施設、それと従前からございました塩河公園、鳴子近隣公園の施設につきまして、名称を統一しまして加えるものでございます。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより議案第53号についての質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、討論を終了いたします。

これより、議案第53号 可児市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第53号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたします。

お諮りいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、以降は協議事項に入りますので、関係部課長のみ残っていただき、それ以外の方は御退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

休憩 午前9時24分

再開 午前9時27分

委員長（澤野 伸君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

事前通告による質問がありますので、質問者の説明を求めます。1問ごとをお願いいたします。

委員（富田牧子君） まず地域通貨についてですけど、これがどれくらい進んでいるのかな

かなかわからなかったんですが、これというのはその話を書くために書いただけですけど、この平成24年度の重点事業点検報告書の17ページには、住宅リフォーム助成の一部に地域通貨を利用するなど一層の改善を検討しますという中で、地域通貨について触れてあったので、具体的にどれくらい進んでいるのか、その進捗状況についてお尋ねをするものです。

地域振興課長（坪内 豊君） それでは私から、地域通貨の進捗状況について説明をさせていただきます。

資料を添付させていただいております。こちらのカラー刷りの建設市民委員会資料ナンバー2の1というもの、こちらをごらんいただきながら御説明をさせていただきたいと思えます。

地域通貨事業につきましては、ことしの3月から地域通貨検討会議という組織を設置しまして、3つの部会で検討してまいりました。この組織には、庁内部課長初め、社会福祉協議会の常務理事ら2名及び商工会議所専務理事ら3名にも委員に入らせていただきまして、これまでに12回の全体会及び部会を実施しております。この中で、さまざまな角度から課題を整理し、制度原案を作成してまいりました。現在は、各部会の報告のもとに、ほぼ原案ができ上がってまいったところでございます。委員の皆様には、今後制度案がまとまり次第、制度全体の内容を詳しく説明させていただきたいというふうに考えております。今回は、せっかくの機会をいただきましたので、全体のイメージ、概要の説明をさせていただければということとさせていただきます。

初めに、重要なポイントになるんですけども、この事業につきましては名称を地域通貨事業というふうで立ち上げております。

そもそも地域通貨というのは何かということところがいろいろと誤解につながる部分もありますので、ここで少しお話をさせていただきますと、過去におけるいわゆる地域通貨と呼ばれるものは、大体10年ほど前に流行をしました。商店街やNPOなどにより実施されましたものがほとんどで、法定通貨、つまり円ですね。円との交換、換金ができないというものであります。そういうものがほとんどでした。特定の地域で発行された通貨が、特定の地域でぐるぐると回って、特定の地域内で消費が拡大をしていくと、こういったものでございます。しかし、換金ができなかったということ、また使える店が少ないというようなことがあったために使い勝手が悪く、一言で言うと使えない通貨という部分が大きかったものですので、市民や商店がため込んで終わりというような結果になりまして、ほとんどが衰退してしまったという現状がございます。

当市で行おうとしております事業は、こういった過去の地域通貨とは全く異なるということとを初めに御理解いただきたいというふうに思います。これまでの地域通貨、このイメージで考えていただきますとわからなくなってしまう、ちょっとイメージがつかめなくなってしまうので、この点を特にお願いしたいなというふうに考えております。したがって、事業名も、仮称ではございますが、この資料にございますとおり可児市社会貢献システムというふうに考えております。

それでは、内容についての説明をさせていただきますが、先ほど述べましたとおり、これはまだ検討段階での原案ということで、そういった位置づけでの内容としてお聞きいただきたいというふうに思います。

まずこの制度を導入する背景ですけれども、それは進展する少子・高齢化ということでございます。少子・高齢化によります課題を克服して、できる限り少ない市民の負担で魅力あるまちづくりを進める、このための新しい仕組みでございます。

委員の皆さん御存じのとおり、昭和40年代に人口が急増しました当市は、さまざま経験を持った多くの人材に恵まれておりまして、これが大きな財産と言えるかと思えます。この人材を地域社会のために貢献していただく、こういった方々がそういった地域社会のために貢献していただくこと、これこそが少子・高齢化社会克服の鍵であり、原動力になるのではないかというふうに思います。

市では、市民の地域社会への貢献活動を応援し、活発化させるために、子育て世代が安心して暮らせるための活動や、高齢者が地域で安気に暮らせるようなこと、こういったことにつながる活動に対しまして、活動に応じましたポイントを付与します。このポイントはためることにより、市で発行する地域通貨、この資料の中では仮称ですけれども、K-moneyというふうに書いておりますけれども、こちらと交換ができる仕組みでございます。このK-moneyは、市内での消費を喚起しまして、市内の企業の経済活動を活性化させるといったことにも同時につなげるというものでございます。これまでも、高齢者の介護予防や活躍づくりを目的に、介護老人福祉施設等でのボランティア活動に対しまして、ポイントを付与する事業というのを実施している自治体の例はございますが、社会を支える仕組みづくりを目的として、全ての市民を対象として実施する制度、これは恐らく日本で初めてとなるんじゃないかというふうに考えております。

また、この制度を支える財源は、地域の企業に地域通貨換金のときに社会貢献協力金として負担をしていただきます。つまり、可児市社会貢献システムは、市民、企業、行政の3者がそれぞれの役割を担うことにより、持続可能な社会の仕組みを構築するとともに、地域経済の活性化を同時に図ると、こういった仕組みでございます。

それでは、もう少し具体的にこの概要図を使いまして説明をさせていただきます。

まず図の左側、（仮称）地域支え愛ポイント制度と書かれている部分をごらんください。真ん中の緑の部分になりますけれども、市民皆さんが左の、これ色黄色ですね。黄色にあります子育て安気と書いてありますが、こういったことにつながる活動、もう少し詳しく言いますと、1つは安心して子育てができるような環境づくりにつながるような活動、例えば保育園や児童センター、小学校などでの遊び相手や見守り活動、キッズクラブでの活動、いじめ防止につながるようなそういった活動や、もう1つは高齢者が地域で安気に生活できるような活動、例えば宅老所、サロン、こういったところでの活動、移動支援、近隣の住民による安否の確認など、こういったことですね。そういった活動をしていただいた場合にポイントを付与するというようなものでございます。このポイントは、1年間ためていただきまし

て、これを市が発行するお金、先ほどの（仮称）K-moneyですね、こちらに交換をしていただきます。管理機関と書きました、薄紫のところになりますけれども、こちらのほうでポイントの交換を行っていただきます。この管理機関は、ボランティアの登録からボランティア講座、研修の開催までを一貫して行いまして、ボランティアの育成を担っていただくという、ここが一番大事なところかと思うんですけれども、そういったようなことをお願いしてということになります。

それから、また真ん中のボランティアとか市民の方から下に出まして、右に行っている青色の矢印があると思います。真ん中にK-moneyと書いたものなのですが、先ほどポイントと交換してK-moneyを持ってみえる方は、このK-moneyを使って、右のほうに市内商店等と書いてありますけれども、ここで買い物をしたり、サービスを受けていただいたりするということになります。この市内商店等は、スーパーやコンビニ、ホームセンターなどの小売店だけではなく、建設業、飲食店、サービス業等、可能な限りの全ての業種を対象にしたいというふうに考えておりまして、可能な限りの市内事業所の参加をお願いしていきたいというふうに考えております。ここまでが、左側のほうの社会を支える新たな仕組みづくりの部分でございます。

次に、図の右側の部分になります。地域内循環経済の活性化を担う仕組みです。

中央の可児市から、青矢印で右の補助金等被交付者ところに、これもK-moneyというのが出ております。これですが、現在市から交付しております報償費や補助金は全て法定通貨、つまり円で交付をしております。この一部を市が発行するお金、K-moneyにかえて交付をしたいというふうに考えております。このお金は、消費を促進を図るために使用期限を1年。それから、市内での使用ということに限定をさせていただきます。下の市内商店等と書かれたところ、ここで使っていただくということになります。これは、先ほどボランティアをしてポイントをK-moneyに交換した人と同じということになります。

先ほど委員のほうから、重点事業点検報告書の中にもありました住宅リフォーム助成金、こちらをイメージしていただくと若干わかりやすいのかなというふうに思います。この住宅リフォーム助成金というのは、この名前のとおり住宅リフォームをした場合に交付をされる助成金、補助金になりますけれども、この場合、多くの場合は交付をされました助成金というのは貯蓄、消費に回るのでなく貯蓄に回ってしまうのが現状かというふうに思います。これを法定通貨ではなく、K-moneyで交付をすることによりまして、このお金だと使用期限がありますので、1年以内に必ず消費に回るといような仕掛けでございます。当然可児市内限定での消費ということになります。

また、少し先には、白抜きで地域通貨購入者というふうに書かせていただいておりますが、こちらがそれなんです、K-moneyの販売ということも視野に入れております。販売をすることによりまして新たな消費を喚起し、市内企業の経済活動の活性化、これにつなげたいというふうに考えております。

次に、市内商店等と書いたところですね、右下のほうになりますけれども、ここで買い物

などで使われましたK-moneyは、金融機関等という左上ですね、斜め上のほうになりますが、こちらのほうに矢印が向かっておりますが、この金融機関等に持っていきまして換金をします。冒頭にお話をしましたとおり、当市の地域通貨はこれまでの地域通貨と全く異なるというのはこの部分でもあるんですけども、独自の通貨がぐるぐる回るのではなくて、すぐに換金をしますというものでございます。

また、別に市内商店等というところから可児市に対しまして、黒い細い矢印、左のほうに行って上のほうに行くものがございます。ここに社会貢献協力金というふうに書いてございますが、この制度の仕組みとしまして、K-moneyを換金する際に、事業所の皆さんに1%のこの社会貢献協力金の負担をお願いするというふうな設計で考えております。例えば1万円分のK-moneyを換金するときに、1%、100円ですね、100円を御負担いただきまして、これは社会貢献協力金という形で市のほうに入れていただくということになります。この図にありますとおり可児市から、先ほどの地域支え愛ポイント制度にもう一回戻るんですけども、管理機関というところに対しまして、業務委託した財源、ここに社会貢献協力金というふうに書いてございますけれども、こちらの社会を支える新たな仕組みであります地域支え愛ポイント制度を動かしていく財源に活用させていただくというような仕掛けでございます。

それから、もう一つの仕掛けとしまして、市内商店等から黒い細い矢印が上の補助金等被交付者、それから左のボランティアのほうに行っておりますけれども、こちらのほうに向かっております。これは、K-moneyを使って市内商店等、事業所で買い物をしたりサービスを受ける際に、K-moneyで購入しました商品やサービスにプラスをしまして、各事業所がそれぞれプレミアムをつけていただくような仕組みを考えております。例えばK-moneyで買い物をすれば5%のポイントをサービスしますとか、飲食店で使えば飲み物が1杯サービスになるとか、そういったプレミアムをつけていただくというようなことを考えております。そうすることによりまして、K-moneyがもらってうれしい通貨になりまして、発行量もふやすことができる。使っていただければ、これは社会貢献協力金として、その財源にも御協力いただけるというものでございます。

このようにしまして、可児市社会貢献システムにつきましては、新しい社会の仕組みづくりのために、市民、企業を挙げて取り組むシステムとして制度設計をしております。

これだけでは制度の内容を御理解いただくのは難しいかと存じます。冒頭申しましたとおり、委員の皆様には、今後しかるべき機会にきちんと制度全体の詳しい内容を説明させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。この件について質疑。

委員（富田牧子君） このまとめり次第というのは、大体どれぐらいの時期をめぐりにしているか、ちょっと教えてください。

地域振興課長（坪内 豊君） およそ1カ月から1カ月半をめぐりに考えております。以上です。

委員（富田牧子君） 1カ月というのは。

地域振興課長（坪内 豊君） 10月の終わりか、11月の中旬ぐらいをめどに考えております。ちょっとハードルを上げてしまいましたでしょうか。

委員（富田牧子君） それは、できれば10月終わりぐらいまでにまとめていただけると、議会としてもありがたいなと思うところがあってお聞きをしました。

それで、その図の説明の中で財源というところがありますよね、財源の2番目の介護保険と書いてある、これは介護保険のどこをどういうふうに充てるつもりなんですか。

地域振興課長（坪内 豊君） 介護保険の部分なんですけれども、介護保険は御存じのとおり介護予防という部分を仕組みの中に持っているという特別会計の制度だと思います。こちらの中の介護予防の部分ですね。介護保険ですので65歳以上の方ということになりますが、65歳以上の方がいろんな地域で活動され、そういうことによって生きがいとか、元気になっていただく、そういう介護予防の部分でこれを使うというような意味で、こちらのほうを書かせていただきました。

なお、先ほど説明させていただきましたとおり、全ての市民を対象にするというのが、この事業、社会貢献システムの特徴ということになりますので、介護保険を使う部分と使わない部分、65歳以上の方と65歳未満の方でその部分で分かれるというようなことで御理解をいただければと。ちょっとこのあたりも説明難しいんですけども、こういったこともきちっと説明を今後させていただきたいというふうに考えております。以上です。

委員（富田牧子君） そこには、いろいろ言いたいことはあるけど、今回はこの場だから言いませんけど、介護保険で要支援の人が外されて、それでボランティアに置きかえるという話の続きかなというふうに思ったりいろいろするんですけど、ボランティア活動したらポイントを付与するということですけど、ボランティアってあくまでも自主的にやるのが、今までボランティア活動だというふうに思ったんですね。

私、実はこの夏にキッズクラブのボランティアに行きました。ほとんど行っても、はっきり言って仕事はなかったです、私が行ったところはね。ただ見ておっただけで、おやつただいて帰ってきました。だから、内容にいろいろ差があるのに、そのキッズクラブに行ったらあなたは何ポイント、それで高齢者のごみ出しをしてあげたら何ポイントとか、いろいろありますけど、そういうこの基準というのはいないというか、決めてもその内容に見合わないこともあるし、それ以上にやられることもあるんですけど、こういうところでボランティアの活動に対して、そのポイントを付与するという点に関してはどう思っていますか。

地域振興課長（坪内 豊君） ボランティアに対する有償なのかどうなのかというところが、その考え方として一番ポイントなのかなと思うんですけども、これはあくまでも有償ボランティアという考え方のものではございません。

そのポイントの交換ですけども、物すごく、ええっ、それだけなのというぐらいの金額で考えております。例えば一日やっていただいても100円とか、あくまでもこれは有償とか云々ではなくて感謝の気持ち、そういったものをあらわすというようなポイント制度という

ことになりますので、そのあたりの整理で考えております。以上です。

委員（伊藤英生君） ちょっと教えていただきたいんですけども、例えばPTAとかそういった団体が受け取った場合ですね。年度をまたいだ場合、会計上どういう扱いになるんでしょうか。

地域振興課長（坪内 豊君） おっしゃるとおりで、この制度自体は会計処理上、年度をまたぐことは十分あります。というか、当然のごとくあるんですけども、こういったものにつきましては、繰越明許の処理をかけながら進めていくことになるかというふうに考えております。財務会計上は、そういったような取り扱いで進めるということになるかと思えます。以上です。

委員長（澤野 伸君） 他によろしいでしょうか。

一応制度設計上、10月末ぐらいに説明ができるのでしょうか。

地域振興課長（坪内 豊君） 11月の中旬ぐらいだと思います。

委員長（澤野 伸君） 一応これ執行するのは、どのぐらいの予定で今考えていますか。

地域振興課長（坪内 豊君） 制度自体は、平成26年4月からということになりますので、半年後から始まりますということです。予算のほうにつきましては、準備をするための予算が組んであるのみですので、今年度の予算はその部分の執行だけです。

委員（富田牧子君） 補助金の一部をそのK-moneyでというお話がありましたけど、どの補助金で適用するかということは、その10月末にまとまった中にもう既にきちとお話は出てくるんでしょうか。

地域振興課長（坪内 豊君） おっしゃるとおりでございまして、個別この補助金がというお話じゃなくて、基準を示せるように考えておりますので、こういったものをという基準です。その部分をその中でお示ししたいというふうに考えております。以上です。

委員（富田牧子君） 10月末ばかりこだわっておってごめんなさい。示していただくのは、あくまでも基本的な線ということで、例えばもっとこういう補助金はしたほうがいいのかやめたほうがいいのかいろいろ意見があったら、それは見直しはされるんですよ、当然ね。

地域振興課長（坪内 豊君） それに限らず、今、制度全体をいろんな御意見を伺いながらつくっているところですので、そういったところで御意見いただければ、反映できる形でいいものをつくりたいというふうに考えております。以上です。

委員長（澤野 伸君） ちょっと委員長のほうからお話しさせてもらいますけれども、執行が平成26年4月ということで、説明が11月中旬、予算のあれが12月ですよ。その中で、制度設計の中で、富田委員の御指摘のようにこう変えてほしいとか、こういうふうにしたらどうかといったら、予算上大分変化が生じるようなものであると、制度設計上変えられませんよね、予算に係るものであれば。

例えばこの金融機関の部分でK-moneyが動く手数料とか、多分これ当然かかわってくるわけですよ。そうした場合、金融機関に係る経費を計算して、その部分をまた違ったものに切りかえたらどうかという方法を提案した場合に、すぐには計算できませんわね。

地域振興課長（坪内 豊君） 例えば10月末、11月の中旬ぐらいにお話をさせていただいて御意見をいただいて、平成26年度予算ということですよ。予算のほうの組み方についてということになりますと、確かにタイトな中ということにはなりますけれども、その部分というところで物すごく大きく変わるというような経費の組み替えというのはないのかなというふうに考えておるんですけども、タイミング的にはまだ間に合う段階かなというふうに思いますので。

委員（川合敏己君） 10月中に多分でき上がるといいなと思うんですけども、11月ぐらいで市民の声を例えば聞くような、今市民の声というのをどうやって吸い上げようとしていらっしゃるのか。これ10月、11月ぐらいに市民の声を吸い上げて、何とか完成していきたいという気持ちはあるんだと思いますけれども、ちょっとその手法をお願いします。

地域振興課長（坪内 豊君） まず議会の委員会のほうで説明をさせていただいて、そこからいろんなボランティアをやってみえるような方々の団体ですね。ボランティア連絡協議会とか、そういうところも含めましてお話を伺うということ。それから、こちらの会議の中には商工会議所にも入っていただいておりますけれども、そういう商工事業者の方々にもお話を伺う機会を設けていきながら、いいものにしたいなというふうに考えております。以上です。

委員長（澤野 伸君） ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

この件に関して、詳細が出てくるということですので、また委員の皆さんに御報告をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

委員（富田牧子君） いじめ防止基本方針についてですが、6月にいじめ防止対策推進法が決まりまして、学校現場に基本方針を作成することが決められました。ところが、いじめのところは人づくり課が担当をしているということで、今度の基本方針作成にかかわって、担当の人づくり課はどのようにかかわっていくのかということをお願いします。

人づくり課長（纈纈新吾君） まず、いじめ防止対策推進法では、努力規定となっております地方公共団体の地方いじめ防止基本方針というものがございますが、可児市といたしましては、この任意となっております地方いじめ防止基本方針を定めるという予定であります。

国のいじめ防止基本方針が今月中に出される予定でございます。それを参考にして、可児市の地方いじめ防止基本方針を人づくり課が教育委員会事務局と協力をしてつくっていく予定でございます。

学校の基本方針につきましては、国と可児市のいじめ防止基本方針を参考にして、学校ごとにつくっていくというものでございまして、学校ごとの基本方針については、教育委員会事務局がかかわってつくっていくと、そういった役割分担をして進めていく予定でございます。以上です。

委員（富田牧子君） そうすると、まず国から出てきて、それで可児市がやって、それを見

て学校が基本方針を作成すると、そういう順番だということですね。

人づくり課長（瀧澤新吾君） 流れとしては、委員の言われたとおりです。

委員（富田牧子君） それをもとに年内に学校現場の基本方針もつくるようにというふうなお話だと思うんですけど、間に合うんでしょうか。

人づくり課長（瀧澤新吾君） 現在のところ、まだ国の基本方針が示されてない段階ですので、明確なスケジュール的なものはまだ決まっておりませんが、できれば年内に市の基本方針をつくるという目標を持ち、それを受けて来年平成26年3月までに学校の基本方針をつくと、大まかにはそういった日程で今のところ検討をしております。以上です。

委員（富田牧子君） ほかの方はいいですか。

そのスケジュールはわかりましたけど、ちょっとここで言うのもあれですけど、報告事項がまた後でありますよね。この報告事項を出していただいたんですけど、とても不親切で、この言葉をこの言葉に変えますというふうに書いてあるだけで、我々にはどういうことかわからないので、もうちょっときちっと全文をこういうふうにするとか、市の議案書ですと改正前、改正後というふうにちゃんときちっと書いてありますので、そういうことも親切に書いてください。要望です。

人づくり課長（瀧澤新吾君） 申しわけありません。パブリックコメントに書ける予定の条例改正案、本日お配りするというので準備をしております。おくれまして申しわけございません。よろしく願いをいたします。

委員長（澤野 伸君） 他に質疑、この件に関してよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質問に移らせていただきます。

委員（富田牧子君） 決算のところや、それから一般質問のところでも伺いましたけれど、来年度は県営水道の受水費が1割程度引き下げになるということで、私は具体的にこれが引き下がると給水原価はどれぐらいになるかということをお尋ねをしたいというふうに思います。なかなか可児市の水道料金までは難しいというお話もありましたけれど、具体的な数字でこれを教えてください。

上下水道料金課長（可児芳男君） お尋ねの給水原価でございますが、水道水を1立米つくるに当たりまして、必要とする経費を給水原価ということで見ておるわけでございますが、平成24年度の可児市水道事業会計決算書の15ページのほうで御報告させていただきましたように、決算では205.49円というふうになりました。今御質問いただきました平成24年度決算で受水費が1割下げられたというふうに仮定して計算いたしますと、194.13円というふうになります。1割引き下げ前と比較いたしますと、給水原価というのは11.36円の減額にはなりますが、平成24年度の決算の供給単価が185.07円というふうになりますので、いずれにしましてもまだ給水収益が供給単価を上回る状況があるということでございます。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。よろしいですか。

この件につきまして、他の委員の皆さん、質疑よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

これで事前通告質問を終わります。

市民部長（片桐厚司君） 今富田委員の事前質疑の中のいじめ防止基本方針の中で御要望のありました資料、今急遽事務局のほうでお配りしたんですが、これにつきましては12月議会にかけさせていただくということで、あくまでパブリックコメントに付する資料でございますので、そういったことが今お配りした中には表記してございませんでしたので、大変申しわけございません。よろしく願いいたします。

委員長（澤野 伸君） わかりました。

これで事前通告質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時59分

再開 午前10時08分

委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

次に、報告事項 1 . 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

人づくり課長（瀧川新吾君） それでは、資料ナンバー 3 の子どものいじめの防止に関する条例の改正についてと、先ほどパブリックコメント用の条例の改正案をお配りさせていただきました。

今回の改正につきましては、12月議会に上程をさせていただく予定でございます。改正の目的としましては、いじめ防止対策推進法が公布、施行が9月28日になりますが、それに伴いまして本市の条例の定義の関係、あるいは学校の範囲の関係、また法に規定をされたいじめ問題対策連絡協議会の設置などについて条例改正を予定いたしております。

主な改正点としては、そこに上げております5点でございます。

いじめの定義につきましては、法律の規定に準じたものに改める予定でございます。

また、子供の定義、本市は小・中学生を対象としておりましたが、高校生までを対象を広げるというものでございます。

また、学校の定義につきましては、可児市立の学校とその他の学校を区分するというものでございます。法律の中で、学校の設置者の責務が位置づけられておりますので、私立の学校であれば学校法人に、また共和中学校のような中学校組合立の学校につきましては中学校組合が、また県立学校については県が、それぞれ設置者としての責務を果たすこととなりますので、本市の条例としましては、可児市立の学校とその他の学校に分けるという考え方で、また対象としておりました共和中学校は、今回の改正で対象外といたします。

4つ目として、いじめ問題対策連絡協議会を設置するというので、これは関係機関によ

る連携を図るためのものがございます。

最後に、その他の学校について、市長から協力要請をするというような内容でございまして、詳細はパブリックコメント資料のようなふうで現在のところ案を持っております。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） この件につきまして、御発言がある方。

委員（富田牧子君） 先ほど、共和中学校は対象外にするというお話がありましたけど、それは余りにもしゃくし定規な、ここはこういうところがやるという話になって、共和中学校に現に兼山の子供が行っているわけですから、うちの条例が及ばないというのもおかしいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょう。

人づくり課長（瀧瀬新吾君） 今委員御指摘のとおり、兼山地区の子供が通っているということで本市の条例の対象としてまいりましたけれども、今回、法律によって中学校組合が設置する学校については、可児市ではなくて中学校組合が責任を持って対応するというふうに明確に位置づけをされております。そういった関係上、また市の条例ということで、中学校組合については、この中学校組合の必要な規定でもって対応すべきであるということで、その2点から今回可児市の条例においては市内の学校を対象とするということで、共和中学校を対象外となるということでございます。以上です。

委員（富田牧子君） それから、もう1点ですけど、いじめ問題対策連絡協議会を設置することはわかったんですけど、例えばどういう方々がこういうのに入ってとか、そういうことはまた要綱か何かをつくるということでしょうか。

人づくり課長（瀧瀬新吾君） 規則を予定いたしております。法律の中では、この構成する機関として学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察などが具体的な機関として規定をされておりますが、そういったところを参考にしながら、構成機関を決めていきたいというふうに考えております。以上です。

委員（富田牧子君） 規則はいつつくられるんでしょうか。

人づくり課長（瀧瀬新吾君） 条例と同時施行できるようにつくってまいります。以上です。

委員長（澤野 伸君） この件につきまして、他の委員の皆さんよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次に報告事項2．（仮称）土田渡多目的広場整備についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設部長（西山博文君） それでは、土田の渡多目的広場の件についてでございます。資料番号の4の1と、お手元にあります4の2のほうで説明させていただきます。

この土地につきましては、御存じのように議会とか地域からも要望がございまして、先般の一般質問の中で、市長のほうからもその要望に従いまして市で理解いただければ、買収して整備をしていきたいということをおっしゃいました。

それで、今後のこの計画を進めていくということで、この計画案を、素案ですがつくりま

したので、担当の都市計画課長のほうから説明させますので、よろしく申し上げます。
都市計画課長（杉山 修君） それでは、資料番号の4の1と4の2、ちょっと交互に見ていただきながら御説明をさせていただきます。

まず、図面のほうをちょっと御確認いただきたいと思います。場所は、土田の渡りクラブの北側、約3万平米の区域になります。この右のほうへ点線が行っておりますのが、木曽川左岸遊歩道のほうにつながるというものと、あと左のほうに点線が行っておりますのが、可児川下流域自然公園のほうにつながっていくということでございまして、全体としては真ん中あたりに駐車場、あるいはトイレとあずまや、左端のほうに調整池、右側のほうに、大きさとしてこれはサッカーグラウンドがちょうど入るというサイズになっておりますので、右側のほうにサッカーグラウンド、この赤の細い線で書いてあるスペースでございまして、サッカーグラウンドを配置するという想定、左側は基本としてイベントとか住民交流という位置づけで考えております。駐車場は100台ほどで、進入路としましては、右下のほうにこの信号交差点がございまして、この信号交差点から、家屋移転を伴いますが、入ってきて、左へ曲がって、従来の道を拡幅してこの公園に入っていくということを想定しておりますが、なかなか家屋移転ということもございまして、この案どおりにいけないことも考えられます。アクセス道路の第2案として、赤の点線で書いてございまして、この路線ということも選択肢として考えていくと、そういう計画になってございます。

資料4の1のA4縦の文章が書いてあるほうにお戻りいただきますと、まず目的といたしましては、ここは先ほど部長が申し上げましたように、昭和58年の水害で被災された方に対して、6月の一般質問で取得方針を市長が表明しましたけれども、公共残土捨て場として運用されてまいりましたけど、地元の方々の公共用地としての使用の要望にお応えして、取得をさせていただいて、都市公園として整備をするという方向で考えてございまして、内容としましては住民の方々の身近なスポーツを中心としたレクリエーション施設を中心として、休養施設、植栽等の修景施設を全体的に調和するように配置をするということでございます。

効果としましては、ちょっと最初に申し上げましたように、木曽川左岸遊歩道から鳩吹山一帯を含めた水辺空間に公園を整備することによって、実はこのあたりは市北側、この市街地地区に公園が少ないもんですから、ここに市民が集ってスポーツを楽しんで、自然と癒やしを体感していただくということが効果となるかと思っております。

その次に、4つの柱との関係でございまして、これ4つ柱がございまして、それぞれにこの位置づけとの関連を整理しております。高齢者の安気づくりとしましては、今の遊歩道とか、自然公園へのアクセス駐車場、あるいは歩いてみえた途中の休憩所、あるいはグラウンドゴルフといったことが考えられますし、子育て世代に対してはサッカーとか草野球、あるいは地域・経済の元気づくりとしましては、花火とか遊歩道との連携によるにぎわい、あるいはイベントといったこと、まちの安全づくりとしては、防災拠点といったことが考えられるというふうに思っております。そういう意味で、多目的広場という仮称をつけさせていただいております。

整備方針としましては、先ほど概略御説明したとおりでございます。

施設計画としましては、位置づけはサッカーもできる多目的広場ということで、あくまでも有料施設とはせずに、多目的広場として運用してまいりたいと思っております。公園施設としましては、先ほど御説明したものの以外に照明灯であるとか、フェンスであるとか、そういったものを考えております。

この現在の図は、うちの職員がつくりました概略図でございます。今後用地のめどがつきましたら基本設計に入らせていただいて、来年度途中までには基本計画をつくっていきたいと考えておりました。その中で都市公園として細かく必要な施設を決めてまいりたいというふうに考えておりました。その計画が決まりましたら、また皆さんにこういった形で御報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑のある方、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次に移らせていただきます。

次に、報告事項3．消費税の申告誤りにおける改善策についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道料金課長（可児芳男君） それでは、消費税の申告誤りにおける改善策について、御報告させていただきます。

お手元のほうにお配りいたしました資料ナンバー5番、消費税及び地方消費税申告の修正申告に対する再発防止策についてをごらんいただきたいと思います。

去る6月27日の建設市民委員会のほうにおきまして、平成23年度の消費税及び地方消費税の確定申告において、工事費に係る繰越事業の前払い金の処理に誤りがございまして、本年度追加納付をする必要が生じたことを御報告させていただきました。今回は、この事案の反省を踏まえまして再発防止策をまとめましたので、御報告させていただきます。

1つ目は、事務処理マニュアルの見直しでございます。

消費税及び地方消費税の計算につきましては、決算処理とあわせまして処理する関係上、決算処理マニュアルの中の消費税の処理欄ですが、こちらのほうの修正を行いまして、複数人でのチェックとか注意事項の追記、参考文献等の該当ページの表示などをさせていただきました。

それから、2つ目でございますけれども、集計表に自動チェック機能を付加しました。会計システム帳票であります消費税計算書を転記・入力する消費税計算基礎票、ちょうど手入力で行うところの入力欄というふうにして書いてある部分でございますけれども、こちらのほうに消費税の計算数式を埋め込みまして、エクセルで計算いたしました結果と入力結果の差異を算出し、その差額がプラス・マイナス1,000円以上となる場合については自動的にエラーを表示するような機能、右側でございますチェック機能付加欄というところでございますけど、こちらのほうに表示できるようにさせていただきました。ということでエラー表示場所の

内容を再確認するという事で、誤りの防止をしていきたいというふうに考えております。

それから、裏面のほうをごらんいただきたいと思います。

3つ目は、発生主義・複式簿記の研修でございます。

日々の経理におけます消費税の仕訳を適正に処理することが、ひいては適正な消費税、地方消費税の確定申告につながるものというふうに考えております。こうしたようなことから、外部研修の受講や職場内研修、自己研さん等によりまして、発生主義・複式簿記の理解を深めていきたいというふうに考えております。

以上から、御報告申し上げました再発防止策を徹底いたしまして、こうした事態を二度と起こさぬよう万全を期していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。どうも御迷惑をおかけしました。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件につきまして、質疑のある方、よろしいでしょうか。

委員（川合敏己君） 2番のところ、集計表に自動チェック機能を付加というところなんですが、中段の部分にその差額がプラス・マイナス1,000円以上となる場合はということなんですが、これは1,000円単位での計算になるからだとは思いますが、ただこれで問題は起こらないですか。

上下水道料金課長（可児芳男君） 問題ないと思います。

委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次に報告事項4．レジャー・サービス施設費用保険の見直しについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生涯学習文化室長（小栗正好君） それでは、レジャー・サービス施設費用保険の見直しについて御説明させていただきます。

資料ナンバー6をお願いいたします。

1枚目ですが、現在、市が加入しています保険は大きく3つあります。1つは、生涯学習文化室とスポーツ振興課が加入していますレジャー・サービス施設費用保険、2つ目は、地域振興課が加入しています市民公益活動災害補償制度、3つ目は、管財検査課で加入しています全国市長会市民総合賠償補償制度です。

このそれぞれの保険の概要につきましては、資料1枚目の裏のページ以降にありますが、まず黒丸の1つ、レジャー・サービス施設費用保険は、体育施設、学校開放事業対象の体育館や運動場、公民館などの施設内で、施設利用者が災害によるけがや偶然な事故等でけがをした場合に補償される保険です。具体的には、公民館の体育室でソフトバレーの練習中に転倒してけがをしたような場合や、小学校の運動場でスポーツ少年団の野球練習中にけがをしたような場合が該当します。

次に黒丸の2つ目ですが、市民公益活動災害補償制度ですが、ここで一部訂正をお願いし

ます。ここに平成21年度までのふれあい保険というふうにありますけれども、正しくは平成20年度までというふうで訂正をお願いします。これは、市民団体等の公益活動中の事故を補償する制度で、例えば自治会による防災訓練とか、運動会等開催の中で起きた事故等が対象となります。

続きまして3つ目の黒丸で、全国市長会市民総合賠償補償制度ですけれども、これは賠償責任保険と補償保険から成る保険で、補償保険につきましては平成25年度から加入しています。賠償責任保険は、市が所有、管理する施設の瑕疵や、市の業務上の過失に起因する損害賠償責任を負う場合が対象となります。補償保険は、市が主催、または共催する行事等の事故に対して見舞金を支払うものです。例えば市が主催する運動教室などの事業の中で、参加者がけがをしたような場合が該当します。

この全国市長会市民総合賠償補償保険に今年度から入ったことによりまして、レジャー・サービス施設費用保険を廃止したいと考えていますが、今後利用者へ周知する期間も必要なことから、今年度末の廃止を考えております。

なお、今後は、自主的に活動しているサークル団体等につきましては、必要に応じてスポーツ保険等に加入していただくなど、お知らせをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件につきまして、質疑のある方。

委員（富田牧子君） 補償保険なんですけど、市の主催行事というふうに限定しています。例えば市が後援とか共催というのもあるとは思んですけど、そういう行事の事故というのは全然対象にならないということですか。

生涯学習文化室長（小栗正好君） この保険の対象には、市の主催と、それから共催も入っております。以上です。

委員（富田牧子君） 後援というのは、全然それはだめということですか。

生涯学習文化室長（小栗正好君） そうですね、共催、主催になりますので、後援という形では対象にはなりません。

委員長（澤野 伸君） 他に御質疑のほうはよろしいでしょうか。

委員（川合敏己君） 少し前にも伺いました、改めて質問させていただきますが、市民運動会の場に外部からの、例えば露天商を呼んで事故があった場合というのは、このどこかの保険の対象になるのでしょうか。例えば、どういうことかといいますと、ちょっと前に露天商のガソリンが引火して事故があって、死傷者が出たような事件があったんですけども、そういったものがその行事活動中にあった場合は、それは対象となってくるのかをひとつ教えてください。

地域振興課長（坪内 豊君） それでは、私からお答えさせていただきますけれども、例えば自治会なんか主催とかで市民運動会なんかあった場合について、その自治会の方々から屋台出しているような場合というのは当然対象になるわけなんですけれども、露天商の方、

これは営利目的で出しておられますので対象とはならないと、そういうそこらあたりの区分がございしますので、そういうことです。

委員（川合敏己君） そうすると、そういう露天商を入れる場合は、そういった方々がちゃんと保険に入っているかどうかというのをきちんと確認した上でやっていかないと、保険の空白地帯ができてしまうということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

委員長（澤野 伸君） ちょっと今の川合委員の関連でごめんなさい。ちょっと関連なんです、主催が可児市の場合で、露店があって、露天商の原因で事故が起きた場合もこれには対象外ということでもいいですか。

生涯学習文化室長（小栗正好君） 管財検査課が入っています全国市長会市民総合賠償補償保険にありますように、市が賠償責任を負う内容かどうかで、保険の対象になるかどうかという判断になると思います。

委員長（澤野 伸君） そのほかで何かありましたら、御発言、よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで建設市民委員会を終了いたします。

執行部の皆さん、長時間ありがとうございました。

閉会 午前10時32分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月24日

可児市建設市民委員会委員長